

医療の給付（一般疾病）

～各種健康保険の自己負担分が助成されます～

各種健康保険では、原則として病気やケガ等の治療などでかかった総医療費の一定割合を患者さんが自己負担することになっていますが、被爆者健康手帳をお持ちの方は、その自己負担分が助成され、窓口負担が無料になります。

★ 各種健康保険が適用され、かつ手帳の使える医療が助成対象です。
上記に該当しない分については、窓口負担が必要となります。

手帳が使える医療機関（被爆者一般疾病医療機関）

☆ 受付で必ず手帳を提示してください。

被爆者一般疾病医療機関に指定された病院・医院・歯科医院・薬局・訪問看護事業者・介護老人保健施設等であれば、窓口で健康保険証と被爆者健康手帳を提示してください。助成対象の医療費について、窓口負担が無料となります。

（京都府内の多数の医療機関・事業所等が被爆者一般疾病医療機関に指定されています。）

手帳が使えない医療機関

☆ 手帳の提示ができなかった場合等も含みます。

この場合は、病院等の窓口でかかった医療費を支払ってください。支払った医療費は、本人が京都府に請求することにより払い戻しを受けることができます。

<請求方法>

以下の申請書に次の書類を添付して請求してください。（申請書は保健所等にもあります。）

「一般疾病医療費支給申請書」（様式 3-3◆26 ページ）…後期高齢者医療の被保険者でない方

「一部負担金相当額支給申請書」（様式 3-4◆27 ページ）…後期高齢者医療の被保険者の方

医療費の請求に必要な主な添付書類一覧

区分			添付書類
指定医療機関等以外での受診	医科	入院	① 領収書（原本） ② 診療（調剤）報酬明細書 ③ 高額療養費支給決定通知書（高額医療費該当の場合）
		入院外	
	歯科		
	調剤		
	訪問看護（※1）		① 領収書（原本）、② 介護給付費請求明細書（写し）
(※2) 現物給付の対象とは ならない もの	看護		① 保険者の支給決定通知書 ② 看護承認申請書（原爆医療単独の場合） ③ 領収書（原本）※ 内訳を記載又は添付したもの
	治療用装具		① 医師の意見書及び装着証明書 ② 保険者の支給決定通知書 ③ 領収書（原本）※ 内訳を記載又は添付したもの
	柔道整復		① 施術明細書、② 領収書（原本）
	あん摩・マッサージ 指圧・はり・きゅう		① 医師の同意書、② 施術明細書、③ 領収書（原本）
	移送	送	① 移送を必要とする旨の医師の証明書 ② 保険者の支給決定通知書 ※ 移送方法、領収書内訳等を記載又は添付

(※1) 対象となるサービスは「介護保険サービスの給付」（6 ページ）の医療系サービスに記載されています。

(※2) 現物給付とは、医療機関の窓口で被爆者健康手帳を提示することにより、医療費の自己負担分を支払わずに医療（現物）を受けられる仕組みです。

医療の給付をうけることができない場合

保険が適用となる範囲内に限る

この手帳が使えるのは、「各種健康保険が適用となる医療の範囲内」に限られます。

保険がきかない医療を受けたときは、その分は本人負担となります。

※ 保険がきかない医療 = 差額ベッド代、予防接種、保険のきかない歯の治療など

手帳が使えない病気

ほとんどの病気やけがの治療を受けられますが、つぎのような場合は手帳が使えません。

- (1) 遺伝性の病気
- (2) 先天性の病気
- (3) 被爆時以前にかかった精神病
- (4) 軽いむし歯（エナメル質初期う蝕(Ce)、第一度う蝕(C₁)、第二度う蝕(C₂)のもの）

また、自己の犯罪行為、けんか・泥酔、故意又は重大な過失など、明らかに原子爆弾の傷害作用に起因するものでない病気やけがについても、手帳は使えません。